

執行機関	届出 番号	独自利用事務の名称
市長	1	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務
市長	2	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (重度障害者入院時コミュニケーション支援事業)
市長	3	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (日常生活用具給付事業)
市長	4	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (移動支援事業)
市長	5	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (入浴サービス事業)
市長	6	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (日中一時支援事業)
市長	7	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (点字図書購入費用給付事業)
市長	8	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (重度身体障害者福祉電話貸与事業)
市長	9	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (自動車改造助成事業)
市長	10	介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))